

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく専門研修に関する協議 東京都対応方針（案）

第 1 意見書について

（方針）

都は、東京都地域医療対策協議会での協議を踏まえて、専攻医の定員数及び採用者数の削減を伴う制度の運用に反対する意見を要望として表明している。

なお、従前から国に対して継続して要望している内容が専門医制度に反映されていないことから、令和 5 年度の要望項目要旨については、令和 4 年度の項目を基本としつつ、項目 8 を新たに設けることとする。

（要望項目要旨）

- 1 医師の偏在是正の取組を過度に推し進めることなく、専攻医が希望する質の高い研修を受けられ、都道府県の医療体制に深刻な影響を及ぼすことのない運用
- 2 都で今後見込まれる医療需要の増加や都内医療機関が担っている医師の派遣機能等の考慮
- 3 地域枠により都が医師の確保に努めている領域のシーリング対象外扱い
- 4 都立病院等の公立病院の地域で不足する医療を確保する役割への考慮
- 5 専攻医のライフイベントに影響を及ぼさない運用
- 6 専門医制度についての医療機関や専攻医等への情報提供や情報公開の徹底
- 7 医師法に基づく協議に必要な情報を適切に提供し、都道府県の意見を施策に反映すること
- 8 都が提出した意見書の内容について、国における具体的な検討の過程と結果を都に対して回答すること

※詳細は、資料 3 - 6 ②のとおり

第 2 意見様式について

（方針）

厚生省は所定の様式により、研修プログラムごと、診療科領域ごとの意見様式としているが、そのとおり作成することは非現実的。調査結果からは全体として共通の傾向が見られることから、委員の意見及び基幹施設からの回答内容を基に、共通の意見として提出する。

また、繰り返し意見していくべき事項については、令和 4 年度の意見内容を適宜引用し、継続して国に対して意見を述べていく。